

AMER MOVIL-L ADR 【A3557】  
(América Móvil, S.A.B. de C.V.)  
を保有されている投資家の皆様へ  
－ 子会社株式分配(スピノフ)に係る子会社株式売却  
＜実施＞のお知らせ －

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、América Móvil, S.A.B. de C.V.による子会社のスピノフ（分離・独立）につきまして、現地  
保管機関より実施された旨の通知がございましたのでご案内申し上げます。（太字下線部参照）

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。  
今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. スピノフの内容 : América Móvil, S.A.B. de C.V.が、同社の携帯電話サービス会社の Telesites S.A.B. de C.V.をスピノフ（分離・独立）する。
2. 分配比率 : AMER MOVIL-L ADR 1ADR につき、Telesites S.A.B. de C.V.株 式 1 株 の 分 配
3. 子会社株式売却単価 : 0.528137 米ドル（現地メキシコ源泉税控除後の額）  
(前回通知:未定)
4. 現地（米国）基準日 : 2015 年 12 月 23 日
5. 現地（米国）支払開始日 : 2016 年 3 月 23 日  
(前回通知:未定)
6. 主な実施要件 : 現地規制当局の承認  
⇒承認されました。
7. 課税関係 : 現地（メキシコ）：源泉徴収課税あり  
現地（米国）：源泉徴収課税なし  
(前回通知:未定)  
国内 : 交付株式の一部（「みなし配当所得」に該当）に  
対して源泉徴収課税あり  
(前回通知:未定)

8. 国内源泉税 : ・ Telesites S.A.B. de C.V.株式の売却代金は、みなし配当所得として国内源泉徴収課税対象となります。  
・ 国内源泉税額は、以下の計算式の通りとなります。

\*国内源泉税額 (円貨)  
=国内所得税額 + 国内地方税額  
=国内課税標準額 (円貨) (下記(A) (1 円未満切捨)) × 15.315%  
(1 円未満切捨) + 国内課税標準額 (円貨) (下記(A) (1 円未満切捨))  
× 5% (1 円未満切捨)

\*国内課税標準額 (円貨) (=税率を掛ける基準となる金額)  
=権利付 AMER MOVIL-L ADR 数 × 0.4131503 米ドル (※1) ×  
117.14 円/米ドル (※2) …(A)  
(※1) 権利付 AMER MOVIL-LADR の 1ADR 当たりの国内みなし配  
当課税単価  
(※2) 現地 (メキシコ) 分配開始日 (2016 年 1 月 26 日) における対  
米ドル TTB レート

※国内源泉税の税率は、各顧客口座の個人/法人の別、および居住者/海外転  
出者の別によって異なります (上場株式等の配当等の税率)。

例) \*個人かつ居住者の場合: 所得税 (15.315%) + 地方税 (5%)

9. 弊社取扱 : メキシコにおける源泉税を控除した売却代金から国内源泉税額を差し引いた売却代金を円貨にてお支払い致します。

9. その他 : 本子会社株式分配 (スピノフ) にて分配される Telesites S.A.B. de C.V  
株式は、メキシコ株式です。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社